

令和 7 年 3 月 2 4 日 開会

令和 7 年 3 月 日 閉会

令和 7 年第 2 回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

議案第 1 号	かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について	…… P	1
---------	---------------------------------	------	---

議案第 1 号

かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について

かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定の請求について、意見を付して提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 5 日付けでかもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、意見を付して議会に付議するもの。

かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、かもめ島の道の駅建設に関して、町民の意見を明らかにするための住民投票を行い、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第2条 住民投票は、次の通り実施する。

- （1）住民投票に付する事項は、かもめ島の道の駅建設計画に関して町民の意見を明らかにするため、町民による投票（以下「住民投票」という。）
- （2）住民投票は、町民の意見が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運営は、町民の意見表明の自由を保障すると共に、町民の意見の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

- 2 町長は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、江差町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の執行から30日以内に執行するものとする。

（投票の資格者）

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

（投票の方法）

第6条 住民投票は秘密投票し、1人1票とする。

- 2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、かもめ島の道の駅建設に関して反対か賛成化、いずれかに○でかこんで記載し、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項に規定する○記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記入することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。
- 5 点字による投票方法は、別に定める。

（情報公開）

第7条 町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて、判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定する情報の提供に当っては、中立性の保持に留意しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住票広報広告の掲載その他の投票資格者が投票の判断をするのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件にかかわる情報の公開、提供に努めなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票条件対する、かもめ島の道の駅建設に反対、賛成の意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票立会人、開票所、その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規定で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の令による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表するとともに、当該公表の内容を町長、町議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 町長及び町議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の反対、賛成のいずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条件に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条件の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

意 見 書

令和7年3月5日に、地方自治法第74条第1項の規定により、かもめ島の道の駅建設の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求が提出されました。

直接請求制度は、議会と町長による二元代表制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度であることから、地方自治体の意思決定は、代表民主制にのっとり行われることが基本であります。

また、住民投票を行うにあたっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要と考えられます。

こうした制度の趣旨に照らして、住民投票の実施については、個々にその内容を十分に検討することが求められ、更には賛否を問うたとしても、次の段階の建設には議会の議決、つまり予算案の可決が必要となります。このことから、予算議決権を有する議会を通じて民意を反映させることが第一義的には求められていると考えております。

直接請求の内容について、町長が議会に提案するにあたり、意見を付すこととされていますので、かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例についての私の意見は、次のとおりです。

《本事業のこれまでの経緯と必要性について》

町では、地方創生を推進していく上で、江差町が有する歴史・文化・伝統等の地域資源と新たな魅力を融合し、古くて新しいまち「江差」を代表する観光の拠点化として、町のシンボルである「かもめ島」の周辺を整備する「北の江の島構想（たたき台）」を平成30年3月に策定しました。

その後、江差観光まちづくり協議会や江差観光コンベンション協会、江差町子ども・子育て会議といった住民参加団体・組織からのヒアリング、江差町議会、一般財団法人開陽丸青少年センター、一般社団法人北海道江差観光みらい機構、ひやま漁業協同組合といった関係機関からもヒアリングを実施しながら、令和4年3月に「北の江の島拠点施設（仮称）整備基本構想」を策定しました。この中で、かもめ島エリア、開陽丸エリア、港湾エリア、いにしえ街道エリアの4つのエリア整備の在り方を整理しつつ、産業の振興や交流人口の拡大、雇用の創出等の効果が期待できる「道の駅」機能を付加した「北の江の島」拠点施設の整備方針を示したところです。

令和5年11月には、この基本構想の実現に向けて基本的な方針を整理し、具体化を図りながら設計・施工・管理運営の指針とするための整備内容について検討を行い、「北の江の島」拠点施設整備基本計画をまとめています。この基本計画では、官民連携の相乗効果による地域活性の実現に向け、民間活力導入調査の実施についても示されております。この基本計画に基づき、北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査及び基本設計が行われ、令和6年8月に報告書がまとめられております。

この間、江差町議会とは、段階に応じて協議を重ねてきたところでございます。また、議会においても、平成29年第2回定例会で「かもめ島周辺の利用計画に関する事務調査」が発議され、翌平成30年第2回定例会において、開陽丸周辺、南埠頭、かもめ島入口、かもめ島の4つの拠点地区についての課題を示しながら、町の最大の魅力ある中核地区としての全体計画の早期策定を求める意見を付して調査報告がなされています。

さらに、令和5年第3回定例会で「親子が楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査」が発議され、翌令和6年第1回定例会において、新たな道の駅が“親子のたまりば”としてどのような施設が望ましいかについて意見を付して調査報告がなされております。

このように江差町議会におきましても、道の駅整備に関して具体的な建設的議論が行われ、その議論の積み重ねの上に、(仮称)道の駅かもめ島整備事業があることについては、ご理解をいただいているものと考えております。

北の江の島構想は、単に道の駅だけを整備する構想ではありません。道の駅としての機能の充実を図り、町民や観光客が訪れる魅力的な施設を整備することはもちろんですが、道の駅を拠点施設として位置付け、江差観光の玄関口として、そこから町内を周遊する仕組みを作っていくことを目指しております。

かもめ島の魅力の向上、開陽丸の改修や日本遺産の取り組みも含め、様々なソフト、ハード事業を織り交ぜながら、地域経営の好循環を形成し、持続可能な地域経営の基盤を構築することが必要であります。

本件事業は、まさに北の江の島構想の事業であり、町内外からの集客を図る上で核となる施設の整備でございます。まちの将来、地域の活性化への必要な投資であると考えております。

加えて申し述べますと、現在、第3期江差町子ども・子育て支援事業計画及び第2期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）の策定事務を進めておりますが、事前アンケートの中で子どもを生み育てやすいまちになるため期待する政策で一番多い声が「安心して遊べる屋内の遊び場」でありました。これは第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のために行った平成31年3月のニーズ調査においても同様であったことから、長年整備が望まれる施設であることが伺えます。このことから、町外は基より町内の特に子育て世代も日常的にこの施設を利用して頂けるものとするため、道の駅建設にあたり子育て応援施設としての充実を図ることも合わせて整備することから、道の駅建設に係るコストが増加となるものであります。

本件事業に係る財政負担ではありますが、事業費のうち、2分の1は国からの交付金で賄い、残りの町負担についても、企業版ふるさと納税等による財源対策を図るとともに、起債についても普通交付税による手厚い財源措置がある過疎対策事業債などの有利な起債を活用し、町の財政負担を可能な限り抑制する計画としております。

これらの費用は、決して小さな負担ではありませんが、人口減少・少子高齢化という課題は、江差町にとっても避けられない現実であります。しかし、これを悲観するのではなく、新しい未来を切り拓く取り組みを進めていかなければなりません。雇用機会の創出や暮らしやすい環境を整備することで、人口の流出を抑制し、若者層の定住促進を図るとともに、移住者の受け入れを進め、力強いまちをつくってまいります。

《住民投票条例の制定について》

これまでも町と議会との権限と役割の中で、決まったこと、公にできることについては可能な限り情報提供に努めてきました。また、町民の皆さまへの情報提供についても同様であり、様々な機会をとらえて説明し、周知を図ってきたところであります。

地方自治の根幹は住民自治の実現にあります。議会や町民による直接請求がその仕組み、制度としてあり、引き続き町民の皆様の声に耳を傾け、尊重することは重要と考えておりますが、町政の執行にあたっての意思決定については、繰り返しとなりますが代表民主制にのっとり今後も本件に限らず、住民の代表である議会との議論を通じて丁寧にまちづくりを推進していく所存であり、議員各位におかれましては、この住民投票条例の制定に関しては極めて慎重に、かつ責任ある選択をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月24日

江差町長 照 井 誉之介

